

第1回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 令和2年9月7日（月曜日）

午前11時19分 開会

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 1時55分 散会

付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 委員長の互選について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 議案説明
- (4) 今後の審査の日程等について

2 出席委員（12名）

委員長	木本信太郎君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	中庭次男君
委員	綿引健君	委員	後藤通子君
委員	黒木勇君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	袴塚孝雄君
委員	内藤丈男君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

上下水道事業 管理者	荒井宰君	上下水道局 水道部長	伊藤俊夫君
水道部技監兼 給水課長	梶山学君	水道総務課長	梶山哲君
経理課長	栗原千尋君	料金課長	倉田佳則君
水道整備課長	杉山健一君	浄水管理 事務所長	島孝夫君
上下水道局 下水道部長	坪貴之君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松葉光隆君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 大 内 しおり 君
書 記 堀 江 良 君

午前11時19分 開会

○安藏議長 引き続き、御苦勞さまでございます。

本日は、最初の公営企業会計決算特別委員会でございますので、初めに正副委員長の互選をお願いし、委員会を進めていただきたいと思います。

それでは、年長の委員の方に臨時に委員長の職務をお執りいただき、まず委員長を選出していただきたいと思います。

出席委員中、年長の方は福島辰三委員でございますので、よろしく願いいたします。

〔臨時委員長 福島辰三君委員長席に着く〕

○福島臨時委員長 年長ということで、臨時委員長を暫時やらせていただきます。

それでは、本日の公営企業会計決算特別委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、全員出席でございます。

委員長の互選

○福島臨時委員長 それでは、委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うかお諮りいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 投票の煩を省き、指名推選で出来ればお願いしたいというふうに思います。

○福島臨時委員長 ただいま、袴塚委員より投票の煩を省き、指名推選という御意見が出ましたが、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 ないようでございますので、指名推選と決定いたしました。

それでは、委員長の指名を袴塚委員より御発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 私は、学識経験ともに優れ、また実績もある木本信太郎委員を委員長として御推選申し上げたいと思います。

○福島臨時委員長 ただいま、指名推選で木本信太郎委員を委員長に推選するとの御発言ですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 御異議なしと認め、木本信太郎委員が公営企業会計決算特別委員会の委員長として任命されました。

それでは、木本委員長より御挨拶をお願いいたします。

〔臨時委員長 福島辰三君退席、委員長 木本信太郎君委員長席に着く〕

委員長 木本信太郎君就任挨拶

○木本委員長 ただいま、委員長に選出されました木本でございます。

御推薦いただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、御協力をいただきまして、この大任を務めてまいりたいと存じます。ぜひ委員の皆様と執行部の皆様、円滑な委員会に向け御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

○木本委員長 それでは、次に副委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うかお諮りします。

袴塚委員。

○袴塚委員 委員長の互選と同じように、選挙の煩を省いて、指名推選でできればお願いしたいというふうに思います。

○木本委員長 ただいま、袴塚委員から発言がありましたように、指名推選の方法により行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま発言されました袴塚委員から推選する方の氏名を発表していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、袴塚委員お願いいたします。

○袴塚委員 私は、森委員を御推選申し上げたいというふうにあります。よろしくお願いいたします。

○木本委員長 ただいま、袴塚委員から森委員を副委員長に推薦されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、森委員が副委員長に当選されました。

ただいま、当選されました森副委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 森正慶君副委員長席に着く〕

副委員長 森正慶君就任挨拶

○森副委員長 ただいま、副委員長に選出されました森正慶でございます。

微力ではございますが、委員長の補佐役といたしまして円滑な委員会運営に全力を尽くす決意でございますので、委員の皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議案説明

○木本委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計……

袴塚委員。

○袴塚委員 委員会の進め方ではありますが、ここからどのぐらい所要時間としてかかるのか、御存じだったらばすみません、よろしく願いいたします。

〔「午後からやる」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 例年ですと、一応約50分ぐらいを考えておりますけれど。

袴塚委員。

○袴塚委員 説明の途中で休憩ということになるかというふうに思いますので、私どももしっかりと説明をお聞きして、そして次の質問または論議をさせていただきたい、このように思っていますので、できれば午後一ぐらいで再開していただいて、そして執行部からしっかりと御説明をいただく、こういうことにさせていただければ大変ありがたいのですが、お諮り願いたいと思います。

○木本委員長 はい、分かりました。

それでは、ただいま袴塚委員から執行部の説明においては、午後1時からというふうに提言がありましたけれども、委員の皆様方がいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 異議なしと認めまして、暫時休憩にさせていただきます。

再開は、午後1時からとさせていただきます。

午前11時26分 休憩

午後 1時 1分 再開

○木本委員長 皆さん、お疲れさまでございます。

休憩前に引き続き、委員会を再開させていただきます。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定についてにつきましては、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、前例に倣い、執行部より順次、議案の説明を願います。

伊藤水道部長。

○伊藤上下水道局水道部長 それでは、認定第2号 令和元年度水戸市水道事業会計及び下水道事業会計決算認定について、お手元の議案書⑧令和元年度水道事業会計決算書により御説明いたします。

2ページ、3ページをお開き願います。

令和元年度水戸市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出のうち、上段の収入から御説明いたします。

第1款の水道事業収益につきましては、決算額、右から3列目、60億8,024万5,680円で、予算に対する調定率は98.64%でございます。

第1項の営業収益は、水道料金、受託工事収益、加入金などでございます。

第2項の営業外収益は、消火栓維持管理費などに対する一般会計補助金などでございます。

第3項の特別利益は、原子力損害補償金などでございます。

次に、収益的支出について御説明いたします。

第1款の水道事業費につきましては、決算額、右から4列目、55億8,630万9,018円で、予算に対する執行率は95.52%でございます。

第1項の営業費用は、浄水場及び配水管等の維持管理費、検針、収納関係経費、減価償却費などでございます。

第2項の営業外費用は、企業債の利息などでございます。

第3項の特別損失は、過年度の水道料金還付など、第4項の予備費につきましては、決算額はございません。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

(2)の資本的収入及び支出のうち、上段の収入から御説明いたします。

第1款の資本的収入につきましては、決算額は、右から3列目、15億1,609万9,503円で、予算に対する執行率は67.24%でございます。

第1項の企業債は、配水管整備事業及び改良事業に対する建設事業債でございます。

第2項は、復興まちづくり支援事業に対する一般会計出資金、第3項は、耐震化事業に対する国庫補助金、第4項は、消火栓設置に対する一般会計負担金、第5項は、災害復旧事業などに対する一般会計補助金、第6項の工事負担金は、公共下水道工事に対する負担金、第7項の固定資産売却代金は、車両の売却代金などでございます。

次に、支出について御説明いたします。

第1款の資本的支出につきましては、決算額は、右から6列目、36億1,810万3,290円で、予算に対する執行率は77.49%でございます。

主なものは、第1項の建設改良費と第2項の企業債償還金で、建設改良は配水管整備事業、負担事業、施設改良事業などと企業債の元金償還でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填額の内訳を記載したものでございます。お目通しをお願いいたします。

決算報告書については以上でございます。

○栗原経理課長 続きますので、6ページをお開き願います。

6ページから15ページまでは財務諸表でございます。

初めに、令和元年度水戸市水道事業損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益につきましては、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までをあわせた決算額は、51億4,065万7,074円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)原水及び浄水費から(7)資産減耗費までをあわせた決算額は、49億7,496万7,370円でございます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、1億6,568万9,704円でございます。

3の営業外収益につきましては、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益までをあわせた決算額は、4億8,483万8,818円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出をあわせた決算額は、3億870万2,483円でございます。

営業利益と営業外収支をあわせた経常利益は、3億4,182万6,039円でございます。

次に、7ページの5の特別利益につきましては、(1)固定資産売却益と(2)その他特別利益をあわせた決算額は、1,802万700円でございます。

6の特別損失につきましては、(1)固定資産売却損から(3)過年度損益修正損をあわせた決算額は、868万6,497円でございます。

経常利益に特別損益を加えました当年度純利益3億5,116万242円が当年度末処分利益剰余金でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

令和元年度水戸市水道事業剰余金計算書について御説明いたします。

剰余金計算書につきましては、後ほど御説明いたします貸借対照表の資本の部の令和元年度中の増減内訳を記載したものでございます。

初めに、8ページ上段の資本金につきましては、前年度末残高に当年度変動額の一般会計出資金などを加えました当年度末残高は、189億8,092万4,432円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度末残高に当年度変動額を減じた当年度末残高の合計は、9ページ上段の表の右端でございますが、5億8,151万7,651円でございます。

次に、剰余金のうち利益剰余金につきましては、建設改良積立金の当年度末残高は、6億9,000万円、未処分利益剰余金の当年度末残高は、3億5,116万242円でございます。

資本金と剰余金をあわせました資本合計の当年度末残高は、8ページ下段の表の右端でございますが、206億360万2,325円でございます。

次に、10ページをお開き願います。

令和元年度水戸市水道事業剰余金処分計算書について御説明いたします。

資本金及び資本剰余金の処分についてはございません。未処分利益剰余金の処分につきましては、当年度末残高は、損益計算書などから、3億5,116万242円でございます。

減債積立金の積立て2億7,616万242円につきましては、企業債の償還財源として、建設改良積立金の積立て7,500万円につきましては、災害や事故に即時対応できる資金確保のために、それぞれ条例に基づいて処分するものでございます。処分後残高繰越利益剰余金はございません。

次に、11ページの令和2年3月31日現在、令和元年度水戸市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

初めに、資産の部でございますが、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、アの土地からケの建設仮勘定までをあわせまして、515億6,661万4,653円でございます。(2)無形固定資産につきましては、アの施設利用権におきまして、8億9,975万6,955円でございます。

有形、無形をあわせた固定資産合計は、524億6,637万1,608円でございます。

2の流動資産につきましては、(1)現金預金から(4)貯蔵品までをあわせまして、31億3,587万53円でございます。

1の固定資産と2の流動資産をあわせた資産合計は、556億224万1,661円でございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、(1)企業債が194億5,823万689円でございます。

4の流動負債につきましては、(1)企業債から(5)預り保証有価証券までをあわせまして、25億9,372万715円でございます。

5の繰延収益の(1)長期前受金につきましては、アの国庫補助金長期前受金から、13ページのコのその他長期前受金までをあわせまして、129億4,668万7,932円でございます。

3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計をあわせました負債合計は、349億9,863万9,336円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金の(1)自己資本金につきましては、アの自己資本金からウの一般会計出資金までをあわせまして、189億8,092万4,432円でございます。

7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、アの国庫補助金からクの加入者分担金までをあわせまして、5億8,151万7,651円でございます。(2)利益剰余金につきましては、アの建設改良積立金とイの当年度未処分利益剰余金をあわせまして、10億4,116万242円でございます。(1)資本剰余金と(2)利益剰余金をあわせました剰余金合計は、16億2,267万7,893円でございます。

6の資本金と7の剰余金をあわせました資本合計は、206億360万2,325円でございます。したがって、負債合計と資本合計をあわせました負債資本合計は、556億224万1,661円でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

14ページ、15ページの注記につきましては、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準等でございますので、お目通しをお願いいたします。

財務諸表につきましては以上でございます。

17ページ以降につきましては、令和元年度決算記録書類でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が、令和元年度水戸市水道事業会計決算書の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○坏上下水道局下水道部長 続きまして、令和元年度水戸市下水道事業会計決算認定について、御説明いたします。

お手元の議案書⑩の2ページ、3ページをお願いいたします。

令和元年度水戸市下水道事業決算報告書になります。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款下水道事業収益につきましては、決算額91億7,171万4,098円で、予算に対しまして執行

率は99.02%でございます。

主なものといたしまして、第1項の営業収益につきましては、下水道使用料などがございます。

第2項の営業外収益につきましては、他会計負担金などがございます。

次に、下段の支出でございます。

第1款下水道事業費につきましては、決算額86億8,080万3,464円で、予算に対しまして執行率は95.7%でございます。

第1項の営業費用につきましては、管きよ、下水道処理場等の維持管理費などがございます。

第2項の営業外費用につきましては、企業債の利息などがございます。

第3項の特別損失につきましては、過年度の下水道使用料還付金などがございます。

第4項の予備費につきましては、決算額はございません。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入につきましては、決算額58億3,735万1,423円で、予算に対しまして執行率は85.53%でございます。

主なものといたしまして、第1項の企業債につきましては、整備等に充てるための企業債でございます。

第2項の他会計出資金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

第3項の国庫補助金につきましては、整備事業費に充てるための国からの補助金でございます。

第4項の負担金及び分担金につきましては、下水道事業受益者負担金、分担金及び一般会計からの繰入金でございます。

第5項の固定資産売却代金につきましては、公用車の売却代金でございます。

次に、下段の支出でございます。

第1款資本的支出につきましては、決算額99億5,965万9,138円で、予算に対しまして執行率は91.38%でございます。

第1項の建設改良費につきましては、関係機関との調整や継続費に係る逡次繰越しにより、8億1,947万円を繰り越したものでございます。

第2項の固定資産購入費につきましては、公用車などの購入でございます。

第3項の企業債償還金につきましては、企業債の元金償還でございます。

第4項の予備費につきましては、決算額はございません。

なお、欄外につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足するため、補填額を記載したものでございます。お目通しをお願いいたします。

決算報告書については以上でございます。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、6ページを御覧願います。

6ページから15ページまでは財務諸表となっております。

6ページ、令和元年度水戸市下水道事業損益計算書について御説明いたします。

1の営業収益につきましては、(1)下水道使用料から(3)その他営業収益までをあわせました決算額は、

41億213万4,310円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)管渠費から(8)資産減耗費までをあわせました決算額は、70億7,921万9,565円でございます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、マイナス29億7,708万5,255円でございます。

3の営業外収益につきましては、(1)受取利息及び配当金から(5)雑収益までをあわせました決算額は、47億9,032万7,836円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出とをあわせました決算額は、15億523万2,946円でございます。

営業利益にただいまの営業外の収支を加えました経常利益は、3億800万9,635円でございます。

次に、5の特別損失につきましては、(1)過年度損益修正損から(3)その他特別損失までをあわせました決算額は、231万6,819円でございます。

経常利益から、ただいまの特別損失を差し引いた当年度純利益は、3億569万2,816円でございます。この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となります。

ページを返していただきまして、8ページと9ページの令和元年度水戸市下水道事業剰余金計算書について、表の左端から御説明いたします。

まず、資本金につきましては、前年度末残高に一般会計出資金などを加えた当年度末残高は、表の一番下にありますとおり、260億5,725万166円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の受贈財産評価額につきましては、当年度変動額の受贈財産の受入れを加えた当年度末残高は、6億4,605万5,089円となり、資本剰余金合計の当年度末残高は、11億3,123万3,917円でございます。

剰余金のうち利益剰余金における未処分利益剰余金につきましては、3億569万2,816円でございます。

したがって、資本金と剰余金をあわせました資本合計の当年度末残高は、表の右端、最下段のとおり、274億9,417万6,899円でございます。

ページを返していただきまして、10ページを御覧願います。

令和元年度水戸市下水道事業剰余金処分計算書について御説明いたします。

当年度末の未処分利益剰余金の処分につきましては、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第4条の2の規定により、その全額を減債積立金に積立てるものでございます。

次に、11ページを御覧願います。

令和2年3月31日現在、令和元年度水戸市下水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部におきまして、1の固定資産の(1)有形固定資産につきましては、アの土地からキの建設仮勘定までの合計は、1,523億3,356万8,154円でございます。(2)無形固定資産につきましては、施設利用権が55億8,163万8,667円でございます。有形、無形をあわせました固定資産合計は、1,579億1,520万6,821円でございます。

2の流動資産につきましては、現金預金、未収金をあわせまして、21億4,416万9,546円でございます。

1の固定資産と2の流動資産をあわせました資産の合計は、1,600億5,937万6,367円でございます。

負債の部におきまして、3の固定負債につきましては、企業債711億5,834万4,520円でございます。

ページを返していただきまして、12ページを御覧願います。

4の流動負債につきましては、(1)企業債から(4)の預り金までの合計は、65億6,928万291円でございます。

5の繰延収益の(1)長期前受金につきましては、アの国庫補助金長期前受金からクの受贈財産評価額長期前受金までの合計は、548億3,757万4,657円でございます。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益をあわせました負債合計は、1,325億6,519万9,468円でございます。

次に、資本の部におきまして、6の資本金につきましては、(1)固有資本金から(3)の組入資本金までの合計は、260億5,725万166円でございます。

7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、アの国庫補助金からウの受贈財産評価額までの合計は、11億3,123万3,917円でございます。(2)利益剰余金につきましては、当年度未処分利益剰余金が3億569万2,816円でございます。資本剰余金と利益剰余金をあわせました剰余金の合計は、14億3,692万6,733円でございます。

さらに、6の資本金、7の剰余金をあわせました資本合計は、274億9,417万6,899円でございます。したがって、負債合計と資本合計をあわせました負債資本合計は、1,600億5,937万6,367円でございます。

ページを返していただきまして、14ページ、15ページの注記につきましては、財務諸表作成時の重要な会計方針や貸借対照表等関連について記載してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

財務諸表については以上となります。

続きまして、決算付属書類につきましては、19ページ以降に記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が、令和元年度下水道事業会計決算書の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○木本委員長 以上で、執行部の説明は終わりました。

今後の審査の日程等について

○木本委員長 次に、今後の審査の日程等についてでございます。

初めに、委員会審査の方法についてでございますが、委員会審査の効率化を図るため、前例に倣い、委員の発言は通告制を採用し、通告順に各委員ごとに質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○木本委員長 異議なしでよろしいですか。

福島委員。

○福島委員 私は監査委員だったので長い間ずっとやっていなかったんですが、通告制にした場合、関連が全部できるのか。主体は通告した人でしょ。そうすると……

〔発言する者あり〕

○福島委員 だから、質問においてなぜ通告制にしたかという経緯は、常時たくさんの方が質問するので時間的に、また執行部の答弁がダブらないようにという過程でやってきているんだけど、そこら辺の配慮をどうするかということでもいいんじゃないでしょうか。例えば、執行部が説明した順にこうやっていて、水道と下水道はもちろん分けるんだけど、当初は水道の企業会計からやっていて、その順次何ページから何ページという形で説明をして、その中で質疑を取り入れたほうが、なぜそう言うかという、お互いに決算書について勉強する機会になると同時に適正な決算がされているかどうか、まず99%間違いないでしょうけど。ただ、議会から指摘する事項に漏れないようにという感覚もある。だから、決算も認定も委員会ですから、みんなで分かりやすくやるのには、逐条解説じゃないけれど、一つ一つやっていったほうがいいんじゃないかなと私思うんだけど、これはあくまでも私的発言だから、ベテランの中庭委員さんあたりの意見はどうなの。通告でばつとやっちゃうとその部分しかやらないから、それ以外に立ち入ることはできないでしょう。だから、款項目節だけでも、順次、決算資料をもとにやっていたほうが、みんなも理解がしやすいんじゃない。というのは、我々側のためじゃなくて、新しい人も含め、この決算審査について、より多くの人の理解があって、少しでも水戸市のためになるという審議の方法も私はいいいんじゃないかなと思うんだけど、これはあくまでも議会ですから、民主主義、多数決ですから、私の意見が駄目だと言えば駄目でいいし、今までどおりがいいんだと言えばいいし、どうなんだろうこれ、萩谷委員と中庭委員さんのみなどで。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 福島委員の意見はもつともなところもあると思うんですけども。

〔「駄目なところは」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 そうすると、質問を前もってある程度執行部に通告してからやらないと、私たちもその準備があるし、執行部も準備があるので、できればもちろん通告制じゃないほうがやりやすいこともありますよね。だから私は通告制にして、そして関連質問があればどんどん時間制限なしに……

〔「そんなばかな」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、関連質問って10分しかないんですよ。

○木本委員長 まだ決めていません。

○中庭委員 ああ、そうか。今までは10分しかなかったんで、それを例えば20分、30分にするとかね。それから、質問時間も今までは1時間ぐらいだったんですよね。例えばこれを2時間ぐらいにするとか、いろいろな形でやれば十分議論が活発にできるんじゃないかと私は思うんです、福島委員さん。

○木本委員長 福島委員。

○福島委員 一番のこの決算委員会の課題は、同じ過去の事例、例えば共産党なら共産党で、何で県の広域

水道を買うんだ買うんだと、同じことばかり言う。我々だって質問をやっているんだよ。だけど、現実到现在までの経緯と課題が残されたとしても、そこら辺は常識の範囲内で一言言えばしようがないかという。いや、共産党の立場は了解するよ。言うなどは言わないんだよ、言論の自由だから。けれども、審議が重複したり、審議で同じ項目を嫌がらせのように質問するのは駄目だよ。やるなどは言わないんだよ。毎年同じことばかり、広域水道から買ったのは無駄なの、分かっているんだよ。俺だってそれを本会議でやっているんだから。そうじゃなくして、やはり決算ですから、純利益をうんと出せよとか、損失があつては駄目だよとか、こういうことがあつて決算認定に問題点があるよという課題ならばいいでしょうが。だから中庭委員さん、どうなのよ。通告制がいいの。それなら通告制でやるよ。ただ審議だから、その委員長のほうも公正公平に論議を進めていくのには、私は少しでも誰もが、決算というのはこれ計数で数字だから、非常に簡単なようで難しいんですよ。執行部のほうは決算で全部やっているんだから、簿記つけているんだから、それは分かるかもしれないけれども、ただ重箱の隅をつつくようなことを言ってもしようがないでしょうと、こう言ってるの。だから、決算の認定というのは、法令上、万が一反対で認定しなくたって、法律上は構わない。それはなぜかと言うと、議会の議決を経ているからなんだと。例えば、決算が終わってできた項目であると。しかし、人間のやることですから、よりよいことがあるんじゃないか、よりすばらしい決算の方法があるんじゃないかという市民の立場に立って話すことは大変すばらしいと思うんです。ただ、やっちゃったことを、議会で議決したことを駄目だ、駄目だといつまでも騒いでたつて、1つも水戸市はよくなる。決算というのは認定をしてもしなくても、最終的に法的には問題ないんだから。市民の血税ですから、少しでもそれが有効的かつ市民のためになっているかなっていないかというのを審査するのが決算委員会ですから。そこら辺を柔軟にやっつけていけばいいんじゃないですかと、こう思うんだけれども、やっぱりこれは与野党と言うわけじゃないけれど、市民の代表ですから、どんな考えでもある程度、立場上言わなきゃならないということもあるだろうけれど、その辺の問題点、どう中庭委員さん。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと委員長にお伺いします。

この特別委員会の日程をどのぐらいでお考えいただいているのか、ちょっとこの特別委員会の進め方、日程の使い方について御説明いただけますでしょうか。

○木本委員長 ありがとうございます。

例年ですと、公営企業会計決算特別委員会の日程は基本的に本日を除いて3日間取っておりますので、以前は閉会中でやっていたんですけども、数年前から会期中でこの決算委員会を収めるということで、その議会内の日程期間を見ましても、やはり3日しか正直取れないというのが現状でございます。

○袴塚委員 そうしますと、今日はまだその3日間の中の1日じゃないですよ。そうですね。やっぱりこれだけの認定をしていく、もしくは皆さんで論議を深めていくと、こういうことになりますと、3日間あつて、もう説明も終わっていますから、1日目、2日目は質問、いわゆる執行部とのやり取りを2日間ぐらいいやつて、最終的に3日目に決を採ると、こういうふうな進め方の考えでよろしいでしょうか。

○木本委員長 はい。

○袴塚委員 そうしますと、例年の質疑の状況を見ても、時間的には十分あるのかなというふうに思っ

ております。今、通告制とページをめくりながら質問していく方法と、こういう2つの御論議をいただいているかと思うんですが、皆さんいろんな意見があると思うんで、もし通告制にして、質問は自分が質問したいと思うものは前もって執行部にお出ししておけば、執行部でも資料、その他のお答えを準備いただけると思いますし、またそうでないどなたかの御質問している最中に、それはちょっとおかしいねと、こういうふうなことがあれば、そこでやっぱりまた質問させていただくと、こういうふうな二面性を取り入れていただいて、総体的にお一人の持ち時間を1時間とか2時間とか5時間とか決めて、それを今の日程の中で配分していただければ、論議も深まるのかなと、そのように思っておりますけれども。折衷案と言ったらおかしいですけれども、そういうふうな進め方でいかがでしょうか。

○福島委員 異議なし。通告する人は通告して、それで最初から委員長に調べてもらって。それで、これに対して質問ありますか、ありませんかってやっていけばいいんですよ。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は通告制でいいと思うんですけど、しかし実際に質問しているといろんなことを質問したくなるのは、議員の皆さんの心理だと思うんですけど。だから、10分間ですから、関連質問10分間と前は決めていたけれど、その関連時間が十分取れるように、質問できるようにお願いしたいと。

○木本委員長 それぞれ御意見ありがとうございます。

正直言いまして、通告制かどうかというのに関しましては、通告制を採用している最大の理由を言うとなると、恐らく執行部側の答弁をちゃんと準備するということと、あともう一つ、通告のタイミングに合わせて追加資料の請求というのもしております、その準備というこの2つの観点で一応通告制というのを取り入れています。ですので、しっかりと執行部に答弁を求めるということにおいては、通告制をできれば今回も採用いただければと思います。

また、今それぞれ福島委員、袴塚委員、中庭委員から御意見がありましたが、ただ時間は限りがあるので、いわゆる関連の時間をどういうふうにとっていくかということでございますけれども、例年ですと、先ほど中庭委員から10分なんですとありましたが、去年だと15分取ったりですとか、いわゆる関連においてかなり時間を取ったり、取らなかつたりというのが例年変わりますので、ただここを無制限としてしまうと結局終わらない可能性が出てきますので。

福島委員。

○福島委員 あのね、審議ですから円満にやると。あと資料の要求と言っても、決算資料となるともう去年使った話なんだから。これからどうする、これから何やるという話じゃない。金を使っちゃった話なんだから。これはどうなっているんだという話しかないんだから、例えば、予算委員会の場合の事業計画というのはこれから何やるという場合には、土地の取得はどうするんだと、建物の大きさはどのぐらいなんだと、予算は幾らぐらいなんだと、どういう事業計画があるんだと、いろいろ質疑はありますよ。これは決算ですから、使ったことはどうなんだと言う以外ないんですよ。それ以上、このやった事業に対して来年どうするんだとか、そういうのは決算委員会の質問じゃないからね。そこら辺は委員長、きちんと整理してもらいたいと。だから、資料だって使ったお金はどうなんだと、来年はどうするんだとか、再来年はどうするんだとか、そういうばかなことをやっては決算委員会にならないんだ。決算委員会は、去年使ったことを認定するかし

ないかなんだよ。もう議会で認めているから、改めて委員会で認められなくても、これは法的には有効ですよと言うんだから、委員長、資料の請求だってあくまでも3年前、4年前、5年前の資料なんか必要ないからね。この決算で出る資料がどうなっているんだということで十分なんだから、それを2年前、3年前、5年前はどうなんだと言うからおかしくなるんであって、あくまでも今回出された決算資料に基づく資料であって、それ以外は認めないでちょうだい。そうすればみんなが、ここはどうなんだ、おかしいなということは幾らやっても問題ないし、また時間が来てこれで終わりですよと言えば、議員もいろいろまだ質問したいことあるがしょうがないでしょうと、やめればいいんでしょうよ。だから、みんな協力して委員会を進めれば何も難しいことないと思うよ。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はみんなでやっぱり協力し合いながら議論していくということは非常に大事だと思うので、それは私も協力していきたいと思うんですよ。皆さんもそうだと思うんです。ただ、福島委員さんが言ったように、やっぱり去年どう使ったかについて議論するわけです。そうなれば、当然そこから問題点が、いろんな課題が出てくるわけで、やっぱり決算委員会というのは、今後の市政運営について、過去にどういう問題があったか、それをどう是正すればいいかということが明らかになるようにすべきだと思うので、その点では過去のことで触れて今後のことについて触れないということは私はあり得ないというふうに思うんですよ。ですから、決算委員会というのは、教訓をどう生かすかということが一番大事だと思うので、ぜひその点での議論を深めていきたいと思うのと、資料については変遷がどうなっているのかというのが分からなければできないんですよ。

[発言する者あり]

○中庭委員 だからそういう点では、きちんとした資料請求をして、過去と比べてどうだったのか、どうなっているのかというのが分からないと、やっぱり決算委員会にならないというふうに思うので、やっぱり資料についても過去に遡ってきちんと、今までのようなやり方をお願いしたいと思います。

以上です。

○木本委員長 中庭委員、資料請求につきましては、正副委員長で精査させていただきます。

○福島委員 それでいいよ。中庭委員さんだって議員30年もやっているんだから。その辺は常識の範囲でやれよ。

○木本委員長 ちょっと皆さん、一つ一つ決めさせていただきます。

一応、発言自体は通告制ということで合意形成ということで。

質疑時間については、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

[「委員長に任せるよ」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 先ほど御説明したように3日間あるうちの実質1日は採決となりますので2日間、ここに今正副委員長を除くと10人おります。これを2日間で分けると基本5時間、5時間にプラス皆さん方のいわゆる関連質疑というふうになりますので、やはり通常ですとやっぱりおおむね1時間というのが1つの目安かなというふうに思います。通告者の1人当たりの持ち時間はおおむね1時間ということでよろしいでしょうか。

〔「はいはい、いいよ、任せるから」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 よろしいでしょうか。

〔「通告者だけが1時間」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 この後、関連質疑の話はやりますので。通告者はおおむね1時間ということになります。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 続きまして、関連質疑の取扱いといたしましてはいかがでしょうか。袴塚委員。

○袴塚委員 関連の質疑というのも僕は重要なポイントだと思うんです。先ほど委員長さんのほうで通告者については1時間という御配慮いただいたんですが、いかがなんでしょうか。これ10人で5時間ずつ2日間ありますというお話いただきました。したがって、通告者も含めて1人1時間の枠の中で通告の質問もする、それから関連質問もする、こういうふうなことにさせていただくと比較的自由な論議ができるのかなと、このように思っているんですが、ちょっとお諮りいただけますでしょうか。

○木本委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり1時間は最低でも質疑時間は必要だと思うんですね。しかし、関連ということになると、今までは10分か15分ということで非常に短くて、関連質問をやろうとすれば答弁も含めてですから2項目か3項目で終わっちゃうということなので、私は1時間は時間としておいて、それで関連質疑の持ち時間を例えば20分とか30分ぐらいにしておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今1時間と申し上げたのは、通告者というのは問題点を見つけて、そして自分が聞きたいところはもう通告しているわけです。したがって、そうじゃなくて、通告から漏れちゃったけども今の発言の中で、また執行部の御発言の中で、ちょっとこれはおかしいんじゃないのと、こういうふうなことがある方が恐らく関連質問というふうなことになるんだと思うんですね。したがって、通告している方も含めてやっぱり1時間という枠の中で整理をしていただければ、スムーズな運営ができるのかなと。そして、時間も皆さん均等にして発言をしていただく。これは一定の議員だけがしゃべればいいという委員会ではございませんから。どなたにも発言の機会を均等に与えていただくと、こういうことが大事なことだと思いますので、ぜひそういった御配慮をいただきながら、進めていただくように調整を図っていただきたいと思います。

〔「委員長に任せるから」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ありがとうございます。それでは、今……

○中庭委員 そうするとね、今まで通告だけで持ち時間1時間でやってきて、今度はそれを使い切ったら関連質問もできないということになっちゃうんですね。そういう点で、例えば2日間で10人であれば5時間、5時間で、しかしそれでもまだ3時間ぐらいあるわけです。だからそういう点では、その時間を関連質問に充てれば、1人20分でも30分でも取れるので、そういうふうにしていただきたい。だから、関連質問を含めて1時間というのはちょっと短すぎると、これまでより短くなってしまふということなんで、ぜひお願いをしたいと思います。

〔「委員長、どうせ決まってる3日間の範囲内でやればいいんだから」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 限られた時間を効率的に、袴塚委員がおっしゃったとおり、それぞれの方が質疑時間、関連質疑合わせておおむね1時間ということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、発言通告の提出期限についてでございます。発言通告の提出期限におきましては、委員長宛てに9月10日木曜日、午後5時までに御提出いただくということで、いかがでございましょうか。

中庭委員。

○中庭委員 明日までが代表質問、一般質問の通告期限ですよね。それが終わって、すぐ10日提出ということ、間に9日しかない。できれば、代表質問が終わった段階、あるいは一般質問が終わった段階で通告できないかということ……

〔発言する者あり〕

○中庭委員 だから私が言っているのは、代表質問、一般質問が終わったときに通告を出せるようにしていただきたい。そうしないと、明日通告してからすぐだと、ちょっと時間的に無理がある。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 執行部でも資料作ったり、それから常任委員会もありますから、その委員会对策もあろうかと思うんです。したがって、我々も厳しい環境かも分かりませんが、今日御説明をいただいて、そして恐らくいろんな問題点が頭の中に残ったのかなど。そういうこともちょっとまとめていただいて、そして今度は通告以外でも60分の時間を頂けるわけですから。そういった流れでは、今委員長さんがおっしゃったように、その時期に発言を締め切らせていただいて、そしてしっかりと御準備をいただくと、こういうふうな流れが一番よろしいのかなというふうに思います。

○木本委員長 今、袴塚委員が言いましたように、9月10日木曜日、午後5時ということで期限といたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、決算審査に係る追加資料についてでございますが、この追加資料の請求につきましても発言通告書と同様に、委員長宛てに9月10日木曜日、午後5時ということで御請求いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、発言通告書及び資料請求書の記載に当たりましては、水道事業会計と下水道事業会計のどちらを示す内容か区別できる記載としていただきますよう、御協力をお願いします。下水と水道どちらに質問か分けてお願いいたします。

次に、委員会の審査日程でございます。

委員会の審査日程が、本日を除き3日間となっておりますので、今後の審査の日程や発言通告の進め方等につきましても、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の委員会は、9月23日木曜日、午前10時から開催させていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもちまして散会させていただきます。

御苦労さまでした。

午後 1時55分 散会